

高速自動車国道東海北陸自動車道における高速道路利便施設等の事業計画（案）

1. 申出者の概要

- (1) 法人名 中日本高速道路株式会社
 (2) 設立 平成17年10月1日
 (3) 資本金 650億円
 (4) 事業内容
- ・道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築
 - ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理
 - ・高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理
 - ・その他

2. 事業の概要

- (1) 連結の位置 郡上市高鷲町鷲見3694-340 (ひるがの高原SA上り線)
 同 上 (ひるがの高原SA下り線)
- (2) 連結の形態 閉鎖型
 (3) 連結予定施設 給油所
 - ・施設の構造 (上り線) 鉄骨造平屋建 施設面積 520m²
 - (下り線) 鉄骨造平屋建 施設面積 604m²
- (4) 工事費の概算額 3億円
 (5) 連結開始予定期限 平成20年4月

(参考) 位置図（別紙1）、配置計画図（別紙2、4）、給油所平面図（別紙3、5）、建築関係法令との適合について（別紙6）

3. 事業の収支及び資金計画の概要

(1) 設備投資（平成19年度） (百万円)

項目	金額
建設費	308
用地費	-
通路、駐車場工事費	-
給油所工事費	308
資金	308
自己資金	308
借入金	-

(2) 運営費（平成20年度～平成39年度） (百万円)

項目	金額
A. 収益	531
B. 費用	333
維持管理費等	175
連結料	0.4
減価償却費	158
収支差 (A-B)	198

※運営費は、中日本高速道路(株)及び連結子会社
中日本エクシス(株)の合計である。

4. 技術的基準等による審査結果について

第1 技術的基準について

該当事項なし

第2 事業者及び事業計画に関する審査基準について

(1) 事業者の資力・信用及び事業の安定性について

審査の内容	対応状況等
① 欠格事由	
・事業者の欠格事由に該当しないか	該当しない。
② 事業経験・銀行取引状況	
・事業経験	2年2カ月
・銀行取引状況	関連事業部門としての銀行取引はない。
③ 業界事情と業界内地位	
・業界内ランク	高速道路会社6社中1位。(H18年度関連事業部門営業利益)
・株式の公開	非上場
・業界の売上高等の伸び率	一
④ 成長性・収益性・安全性	
・成長性 (売上高、利益水準(営業利益、経常利益))	平成18年度 関連事業部門売上高 546億円 (全事業では6,903億円) 関連事業部門営業利益 92億円 (全事業では188億円) 関連事業部門経常利益 93億円 (全事業では202億円)
・収益性 (利益率水準(売上高経常利益率、総資本経常利益率)、経営効率(総資産回転期間、固定資産回転期間))	平成18年度 売上高経常利益率 17.0% (経常利益93/売上高546×100) 総資本経常利益率(※) 6.3% (経常利益93/総資本1,480×100) 総資本回転率(※) 0.4回 (売上高546/総資本1,480) 固定資産回転率 0.4回 (売上高546/固定資産1,253)
・安全性 (流动比率、固定比率、自己資本比率)	平成18年度 流动比率(※※) 538.5% (流动資産7,674/流动負債1,425×100) 固定比率(※※) 141.5% (固定資産2,276/自己資本1,608×100) 自己資本比率(※※) 16.2% (自己資本1,608/総資本9,956×100)
⑤ 事業計画の安定性	
・営業開始後の銀行借入必要期間	なし
・投資回収期間	31年目
・総資産に対する計画投資額の割合	0.2% (.※) (設備投資3/総資本1,480×100)

(※) の指標における総資本、総資産は事業の種類別セグメント情報の関連事業資産を使用している。

(※※) の指標は全事業ベースで算出している。

【事業者の資力・信用等の評価】

投資回収期間は長期に亘るもの、事業費は全額自己資金であり、総資産に対する計画投資額の割合も小さいこと等から、問題はない。

(2) 地域との調和について

審査の内容	対応状況等
・地元の事業者が営業者となるか	施設を賃借する中日本エクシス㈱が石油元売会社の選定を行い、選定された元売会社は提携代行店に販売を委託する。
・地元のまちづくり計画と整合しているか	県・市の担当部局の同意が得られている。
・一般道の交通に悪影響を与えないか	閉鎖型であり、一般道への影響はない。
・地元の人がどの程度利用するか	長距離移動の車両が多いため、地元利用者は比較的少ない。
・立地について目立った反対運動はないか	一
・立地について騒音・振動等近隣状況に支障はないか	近隣民家まで100m程度距離があることから、騒音等の支障はない。
・周辺の景観との調和はどうか	周辺の景観との調和に配慮する。
・緑化・省エネ・省資源等環境対策に積極的に取り組んでいるか	社内に環境委員会を設置し、取り組みを推進する。

【地域との調和の評価】

県・市の担当部局の同意が得られ、近隣状況にも支障がないこと等から、問題はない。

(3) 利用者の利便性について

審査の内容	対応状況等
・営業時間	24時間営業を行う。
・公衆トイレは設置されているか	道路事業によるトイレが設置済である。
・バリアフリー対応であるか	一
・道路案内等の情報提供を行うか	一
・利用者ニーズが高いか	東海北陸自動車道の全線開通に伴い、既存給油施設間の距離が大幅に増加するため、高速道路利用者にとって本施設は必要不可欠な施設である。
・複数業種のテナントにより多様なサービスが提供されるか	一
・取り扱う商品（アイテム数、地域指向の品揃え等）は、充実しているか	一
・施設の利用者の範囲が限定されないか	閉鎖型であり、高速道路の通行者が利用可能である。
・高速道路利用者に独自の創意工夫によるサービスの提供が図られるか	一
・近傍のサービスエリア・パーキングエリアと競合しないか	他の同種施設との距離が適切であり、競合しない。

【利用者の利便性の評価】

東海北陸自動車道の全線開通に伴って、既存の給油施設だけでは高速道路利用者に対し、開通前の水準でのサービスが行えないため、本施設は高速道路利用者の利便性の確保のためには必要不可欠な施設である。

(4) 高速道路事業への収益還元について

審査の内容	対応状況等
・高速道路の利用者を増加させる効果はどうか	東海北陸自動車道の全線開通に伴い、本施設は高速道路利用者にとって必要不可欠な施設であるとともに、設置に伴い高速道路ネットワーク機能の発揮が見込まれる。
・高速道路トータルとしての利便向上につながるかどうか	

【高速道路事業への収益還元の評価】

本施設は、東海北陸自動車道の全線開通による高速道路ネットワーク機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設であり、高速道路全体として安全性・快適性が向上することから、利便向上につながることが期待できる。

5. 総合評価（案）

上記のとおり、本計画（案）は、技術的基準等を満たしており、中日本高速道路株式会社を連結予定者とすることとし、今後、詳細設計協議を進めていくこととしたい。

以上